



『人生会議』って何だろう？



人生会議とは

元気なうちから、人生の最終段階においての自分自身が望む医療や介護などのケアについて前もって考え、信頼できる家族や友人などの大切な人と、医療および介護の専門職を含めて繰り返し話し合い共有することを、ACP（アドバンス・ケア・プランニング）といいます。

より身近でなじみやすい言葉となるよう、国は2018年に愛称を『人生会議』としました。

元気なうちから

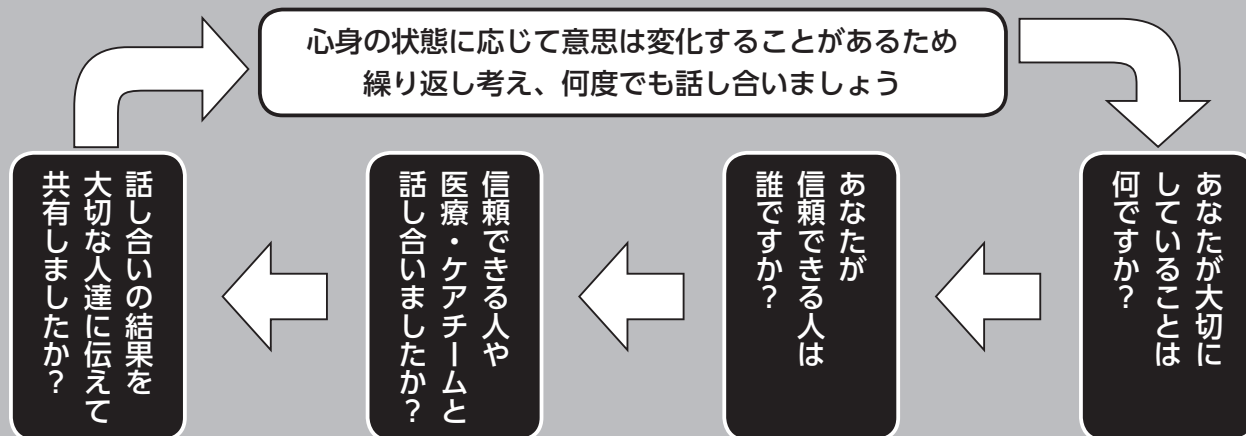
誰もが、命に係わる大きな病気やけがをすることがあります。命の危険が迫った状態になると、**約70%の人が医療や介護などのケアを自分で決めたり、望みを人に伝えたりすることができなくなると言われています。**住み慣れた地域で、最期まで自分らしく安心して暮らしていくには、元気なうちから私たち一人ひとりが時折、『人生の最終段階でのありたい姿』について考えておく必要があります。

人それぞれのいきかた

「いきかた（生きかた・活きかた・逝きかた）」は、人それぞれです。ご自分の人生で大切にしてきたことや望んでいること、人生の最終段階でのありたい姿などを信頼できる周囲の人と話し合っておくことで、もしもの時に、あなたの信頼する人があなたの代わりに医療や介護などのケアについて難しい決断をする場合に重要な助けとなります。

11月30日は『人生会議の日』です。
これを機に大切な人と話し合ってみませんか

「人生会議の進め方」(例)



【参考】

○埼玉県地域包括ケア漫画～みんないつかは年をとる～

http://www.pref.saitama.lg.jp/a0609/chiikihoukatukea/chiiki_care.html

○厚生労働省および埼玉県のホームページもご覧ください

厚生労働省…https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_02783.htm

埼玉県…<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0703/zaitaku/zaitaku20160119.html>

問合せ… 高齢者いきいき課地域包括支援係 【☎35－1243】



ご存知ですか？

「成年後見制度」

認知症や障害などで判断能力が十分でない人が財産管理や日常生活等の契約を行うときに不利益を被ったり、悪徳商法の被害にあったりする場合があります。このように自分で判断して行うことが難しい方を保護・支援する制度として成年後見制度があります。

成年後見制度は大きく分けると次の二つがあります。

法定後見制度（判断能力が十分でない場合）

判断能力の程度により「後見」「保佐」「補助」の類型があります。家庭裁判所より選任された後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）が本人の意思を尊重しながら、本人の生活に必要な契約の代理、本人のみで行った不利益な契約の取り消し、財産管理を行います。

任意後見制度（判断能力が十分でなくなる前に）

将来、判断能力が十分でなくなったときに備え、本人と頼みたい人との間で何を頼みたいか話し合い、その内容を公正証書にしておきます。判断能力が十分でなくなったときに、家庭裁判所に申立て、任意後見監督人が選任されると任意後見人の支援が開始されます。

後見ほっとラインをご活用ください ☎0120-235-833(フリーダイヤル)
受付時間…平日午前9時～午後5時まで

成年後見制度に関する相談を電話にて受け付けています。上里町・本庄市・美里町・神川町に在住の方、もしくはご家族が在住している方がご利用できます。相談は無料です。
オペレーターが相談内容をお伺いした後、相談員が折り返しご連絡します。

※係争中の案件に関するご相談には対応できません。

※ご相談いただいた内容や個人情報は適正に管理いたしますので、第三者に漏れる心配はありません。

高齢者いきいき課でも**毎週木曜日午後1時30分～4時**に専門職(社会福祉士)による相談日を設けています。(要予約)

問合せ…高齢者いきいき課地域包括支援係 **☎35-1243**

◆SOSサインの例

本人の様子

- ☒ 体や服がいつも汚れている
- ☒ 不自然なけがが多い
- ☒ 急におびえたり、わめく等、情緒不安定
- ☒ 家から怒鳴り声や悲鳴、ものが投げられる音が頻繁に聞こえる



相談窓口		
高齢者虐待	上里町地域包括支援センター (高齢者いきいき課内)	☎35-1243
障害者虐待	町民福祉課社会福祉係	☎35-1224
児童虐待	児童相談所全国共通ダイヤル	☎189
	子育て共生課子育て支援係	☎35-1236
全ての分野 24時間 365日対応	埼玉県虐待通報ダイヤル	☎#7171

核家族化や近所付き合いが希薄になっている今、家庭内で起こる虐待や暴力が社会問題になっています。家庭内のことは、周囲に発見されづらく、また、「家庭内の問題だから…」と通報しにくい現状があります。
しかし、虐待をうけている本人からSOSはなかなか出ません。
地域でいち早く気づき通報することが被害を深刻化させず、早期解決に導きます。虐待のサインに気づいたら、相談窓口へご相談ください。

問合せ…高齢者いきいき課地域包括支援係
☎35-1243

あなたの小さな気づきが解決の第一歩

みんなで防ぎつづけて 虐待